

地方自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期における発展と共に、昭和四十年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後三十〜五十年）を迎えている。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが、近年の社会経済情勢による税收減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にある。

このことは、国土交通省の調査において、地方自治体が管理する道路橋で老朽化のため補修が必要な全国およそ六万の橋のうち八十九パーセントが、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告がなされていることから明らかである。

よって、国会及び政府におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行って、地方負担額の軽減策を講じるよう次の具体的措置を強く要望する。

一 橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化による更新や維持補修、及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年九月二十日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
財務大臣	安住淳殿
文部科学大臣	平野博文殿
農林水産大臣	郡司彰殿
国土交通大臣	羽田雄一郎殿